

質問に対する回答（会津広域観光コース造成事業）

No,	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書P 1 第2 事業の内容 1 造成するコースの内容及び数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースAの造成の際に、モデルコースのコンテンツの一部を利用することは可能か。</li> <li>・コースBの造成については、モデルコースのアレンジとあるが、どの程度のアレンジまで行うことが可能なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースAは受託業者が新たに造成するものとしていますが、モデルコースのコンテンツの一部を利用する場合は事前に協議願います。</li> <li>・コースBの造成について、アレンジの程度は限定しておりません。</li> </ul>
2	仕様書P 1 第2 事業の内容 1 造成するコースの内容及び数について	Bコースについて、規定のモデルコースを実施時間帯等の都合により一部変更や抜粋する形での商品造成は差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
3	仕様書P 2 第2 事業の内容 3 コース造成のやり方について (2) アドバイザー等との連携	県で指定するアドバイザーについては、契約締結後に関係者名をご教示いただくという認識でよいか。	お見込みのとおりです。

4	仕様書 P 2 第 2 事業の内容 3 コース造成のやり方について (4) 実証(ファムトリップ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証ツアー実施時の移動手段は貸切バス以外の手段(自家用車移動など)も可能か。</li> <li>・参加人数の下限および上限はあるか。</li> <li>・参加者からは参加費や保険料金の徴収は一切行わないという形でよいか。また、その場合に保険料金等どうしても実施前に支払いが必要になるものについて、一時的に建て替え頂くなどの対応は可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切バス以外の移動手段も可能です。</li> <li>・最少催行人数については必要に応じて協議の上決定しますが、仕様書の記載のとおり 10 名程度での実施を想定しています。</li> <li>・参加者からの参加料等の徴収は想定していませんが、詳細については協議の上決定となります。</li> </ul> <p>また、事業期間中に支払いが必要となる場合には、契約に基づく概算払いを行うことが可能です。</p>
5	仕様書 P 2 第 2 事業の内容 4 造成したコースの商品化について	造成したコース商品は来年度以降も受託者側で継続して販売していくという認識でよいか。また、来年度以降の販売管理に係る費用についてはどのような扱いになるのか。	商品は来年度以降も受託業者が継続して販売してください。なお、販売管理に係る費用については、受託業者の負担でお願いします。
6	仕様書 P 2 第 2 事業の内容 4 造成したコースの商品化について	商品販売にあたり、会津地方振興局様が保有する画像データ等を活用させて頂くことは可能でしょうか。	当局が保有する画像データ等で、使用可能なものは提供可能です。

7	<p>仕様書 P 2</p> <p>第 2 事業の内容</p> <p>5 その他の情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信力の高い人物（以下、インフルエンサー）を招聘しコンテンツを体験・情報発信をするとあるが、実証ツアーとは別途で体験してもらう形になるのか。また、体験の際はコースすべてのコンテンツを体験・情報発信してもらう必要があるのか。</li> <li>・インフルエンサーは県の方で指定はあるか。またどの程度の規模の人がよいかなど希望はあるか。</li> <li>・コース商品に関する新規HP作成とあるが、県で既存に管理しているサイト等があれば、その運営会社にてHP作成を依頼してもよいか。また、その際に運営会社名や担当者名をご教示いただくことは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証（ファムトリップ）は、広域観光コースの商品化に向けた課題等の抽出のため事前に実施するものです。一方で、インフルエンサーの体験は、商品完成後に実施していただきます。</li> <li>ただし、体験・情報発信してもらうコンテンツは、観光客の誘客に効果的なものを選定していただければ、すべてのコンテンツを体験・情報発信していただく必要はありません。</li> <li>・インフルエンサーは指定しませんが、造成した観光コースの利用促進につながる方を選定してください。</li> <li>・新規HPの作成を既存HPの運営会社に依頼することは可能ですので、必要となる場合には運営会社名や担当者をお伝えします。</li> </ul>
---	---	--	---